

令和 7 年 4 月 1 日現在

重要事項説明書

看護小規模多機能型居宅介護 やしろの郷

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 癒森会
- (2) 法人所在地 福井市若杉町 25-18-1
- (3) 電話番号 0776-63-5597
- (4) 代表者氏名 代表取締役 松原六郎
- (5) 設立年月日 平成13年3月23日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護
2016年09月01日 福井市指定1890100777号
- (2) 事業の目的
利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護事業所 やしろの郷
- (4) 事業所の所在地 福井市若杉町第25号18番地1
- (5) 電話番号 0776-63-5597
- (6) 管理者氏名 武田 好晴
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。
 - 2 事業の実施にあたっては、福井市、地域包括支援センター、地域の保健医療および福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。
- (8) 開設年月日 2016年9月1日
- (9) 登録定員 25人（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員5人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室	設備の種類 室数	備考
個室	5室	7.74㎡
居間・食堂コーナー	1室	53.95㎡
浴室	介護浴室1室	
相談室	1室	7.74㎡

その他 消防設備

3. 営業日及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市社南・社北・社西地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 通いサービス 6時00分～21時00分

宿泊サービス 21時00分～6時00分

訪問サービス 24時間

看護サービス 9時00分～18時00分

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1人

・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1人

・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言
・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整

(3) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（1人以上は常勤の看護師）

・利用者の衛生管理、看護業務を行う
・主治医の指示による訪問看護業務
・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 7人以上

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人

日中（訪問） 常勤換算方法で、2人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員及び宿直職員を配置します。

その他自宅等に暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス）
- (2) 利用料金全額をご契約者にご負担いただく場合（保険の給付とならないサービス）

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、自己負担額以外は介護保険から支給され、利用者の自己負担は、介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア. 通いサービス

- ・事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ① 日常生活上の世話及び機能訓練
- ② 食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただけます）
- ③ 入浴介助
- ④ 送迎
- ⑤ 居宅サービス

イ. 訪問サービス

<介護サービス>

- ・利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
 - ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で提供させていただきます。
 - ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ② 飲酒及び利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ③ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為
- * 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

<看護サービス>

- ・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行います。
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排せつ等の日常生活の世話

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

ウ. 宿泊サービス

・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

エ. 相談・助言等

・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

<サービス利用料金>

I. 通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

- ・利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。
- ・下記の料金表（介護報酬1単位10.17円で算定）（地域区分7級地）によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

＊ 法定代理受領の場合、個人負担額は下記金額の介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額となります。

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護小規模多機能型 居宅介護費	12,401 単位	17,352 単位	24,392 単位	27,665 単位	31,293 単位
看護小規模多機能型 居宅介護費（短期利用）	571 単位/日	638 単位/日	706 単位/日	773 単位/日	839 単位/日

＊ 登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します。

＊ 主治医が、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

法定代理受領の場合、個人負担額の減算は下記金額の1割、2割もしくは3割となります。

医療による訪問看護による減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合 （1月につき）	－925 単位	－1,850 単位	－2,914 単位
別に厚生労働大臣が定める疾病等により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合（1日につき）	－30 単位	－60 単位	－95 単位

＊別に厚生労働大臣が定める疾病です。

Ⅱ．加算

サービス内容等に応じて加算されます。

初期加算	看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して 30 日以内の期間について算定します。30 日を超える入院後に利用を再開した場合も同様です。	30 単位／日
認知症加算Ⅰ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者	800 単位／月
認知症加算Ⅱ	要介護 2 以上であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	500 単位／月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合 (＊別に厚生労働大臣が定めた状態にあるものについては 2 回)	600 単位／回 (退院につき)
緊急時訪問看護加算	24 時間電話等により常時対応できる体制にあつて、かつ緊急時における訪問を必要に応じて訪問看護サービスを行う場合	540 単位／月
特別管理加算 (Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める状態の①に該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	500 単位／月
特別管理加算 (Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める状態の②～⑤に該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	250 単位／月
ターミナルケア加算	在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(別に厚生労働大臣が定める疾病及び急性憎悪等の場合は 1 日)以上ターミナルケアを行った場合	2,000 単位／月 (死亡月に 1 回)
訪問看護体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、医療ニーズの高い利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合	2,500 単位／月
訪問介護体制強化加算	訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1 ヶ月あたりの訪問回数が一定以上ある場合	1,000 単位／月
総合マネジメント	別に厚生労働大臣が定める基準に適合してい	1,000 単位／月

体制強化加算	ることを、サービスの質を継続的に管理した場合	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が 60/100 以上の場合	350 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち勤務年数 3 年以上の者の占める割合が 30/100 以上の場合	350 単位/月
科学的介護推進体制加算	利用者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る情報を厚生労働省へ提出し、またその情報を活用し必要に応じて計画を見直す場合	40 単位/月
中山間加算	・事業所が厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供すること ・通常の事業の実施地域(運営規定に記載の地域)を越えて、サービス提供を実施していること	1 月につき 所定 単位×50/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1 月につき 所定 単位×102/1000
特定処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1 月につき 所定 単位×12/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1 月につき 所定 単位×17/1000

＊別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

■ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、訪問介護体制強化加算、総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です

- 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

ただし、月途中からの登録又は登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を刺します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
(下記(2)①及び② 参照)
- 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 2,000円

② 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食350円（塩おにぎり2個のみの場合 120円）

昼食600円・夕食600円・おやつ200円

③ 日常生活上必要となる諸費用（おむつ代・クリーニング代等）実費

④ 洗濯・乾燥代

ネット（普通48cm×33cm）100円／袋

ネット（普通60cm×60cm）150円／袋

シーツ 150円／枚、毛布 300円／枚

⑤ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

⑥ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

⑦ 利用者の衣類等の管理費 1,000円/月

(2) 利用料金のお支払い方法

前項の(1)(2)(3)の料金は、1か月ごとに計算して請求いたしますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 下記の指定口座への振り込み

福邦銀行 フェニックス通り支店 普通預金 5177420
有限会社 癒森会 代表取締役 松原六郎

② 金融機関口座からの自動引き落とし(振替日25日)

(3) 利用の中止、変更

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護及び看護を提供するものです。
- ② 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ③ 前5項の(3)のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、前日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(5) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。またこの記録は、契約の終了から5年間保存することとし

ます。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この機密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集します。また、下記の場合に使用します。

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ③ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- (2) 利用者の契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及び家族の故意又は重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5) 利用者が死亡した場合

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（事務局） 迫 正敏
- ・受付時間 9：00～18：00
- ・苦情解決責任者 管理者 武田 好晴
- ・第三者委員 社会保険労務士事務所 sai 社会保険労務士 野崎 利江
電話番号 0776-76-0584

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福井市の窓口

- ・福井市介護保険課
- ・所在地 福井市大手3丁目10-1
- ・電話番号 0776-20-5715

- ・ 福井市地域包括ケア推進課
- ・ 所在地 福井市大手3丁目10-1
- ・ 電話番号 0776-20-5400

公的団体の窓口

- ・ 福井県健康保険団体連合会
- ・ 所在地 福井市西開発4丁目202-1
- ・ 電話番号 0776-57-1614

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

公益財団法人 松原病院（歯科を含む）

社会福祉法人 白寿院 介護老人福祉施設 新田塚ハウス

社会福祉法人 足羽福祉会 介護老人福祉施設 愛全園

11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

- ・ 自動火災報知機、スプリンクラー、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

- ・ 災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

12. ハラスメント防止の対応

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 高齢者の人権擁護・虐待防止の対応

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

⑤ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：武田 好晴

14. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や機器は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮下さい。

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地 福井県福井市若杉町第25号18番地1

事業所名 看護小規模多機能型居宅介護事業所 「やしろの郷」

管理者氏名 管理者 武田 好晴

説明者氏名 武田 好晴

上記内容の説明を事業者から受け、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 _____

代理人 住 所

氏 名 _____

家族代表 住 所

氏 名 _____